

# 村道除雪作業業務に係る競争入札要領

この要領は、除雪作業業務を目的とする「除雪業務に係る競争入札」に係る事務・審査手続きを定めるものである。

本要領に規定する事項以外の事務は、従来どおり関係規程に基づいて行うものとする。

## (除雪業務)

第1 この要領において対象となる業務は、白馬村長が発注する車道除雪、歩道除雪、凍結防止剤散布及び公共施設駐車場除雪業務（以下「除雪業務」という。）とする。

## (除雪業務の実施)

第2 除雪業務を実施するための除雪機械は、白馬村長が工区ごとに貸し付ける機械（以下「貸付機械」という。）又は契約者が配備する機械（以下「委託機械」という。）により業務を行うものとする。

2 除雪業務の実施に必要な貸付機械並びに委託機械の規格、台数及び除雪延長は、発注工区ごとに除雪業務内訳書に定めるものとする。

## (入札に関する説明)

第3 白馬村長は、次に掲げる関係事項について事前説明を行う。

- (1) 入札に参加する者に必要な要件に関する事項
- (2) 契約書（案）、入札心得に関する事項及び設計資料等（除雪業務内訳書、除雪業務特記仕様書及び除雪業務実施要領）に関する事項
- (3) 入札の執行・開札に関する事項
- (4) 入札参加資格要件の審査に関する事項
- (5) 業務の委託期間及び契約保証に関する事項
- (6) その他本競争入札の手續に関し必要な事項

## (入札参加資格要件)

第4 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 除雪業務の入札参加資格要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 入札通知の日から入札日までの間において、白馬村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - ウ 法人にあっては、白馬村に本店又は営業所を有すること。
  - エ 個人にあっては、白馬村に住所を有する者であること。
  - オ その他白馬村長が定める要件を満たしている者であること。
  - カ 原則として過去2年以上の道路上の道路除雪業務の実績を有する者であること。
  - キ 村税、公共料金等に未納額がない者であること。

## (入札参加資格の審査)

第5 白馬村長は、入札参加資格者の決定をするときは、白馬村建設工事入札制度合理化対策要綱（第4条の2）を準用し、業者選定委員会の審議に付し決定するものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第6 入札に参加しようとする者は、指定する提出期限までに、除雪（凍結防止剤散布）業務入札参加資格審査申請書（様式1）に次の書類を添付し持参提出しなければならない。

提出書類		提出要領
1	使用印鑑届	様式2
2	除雪（凍結防止剤散布）業務従事者届	様式3
3	機械の保有状況	様式4
4	納税証明書	村税すべての納税証明書1ヶ月以内に発行されたもの
5	受託希望工区申請書	様式5
6	登記簿謄本	商業登記簿謄本（1ヶ月以内に発行されたもの）
7	決算書	直前決算時のもの（申請に最も近い時期の1年分） 法人 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 個人 貸借対照表、損益計算書若しくは青色申告決算書等

(注) 当該年度の白馬村入札参加資格申請を行った者は、提出書類6, 7の提出を省略できるものとする。

2 入札に参加しようとする者が、提出期限までに審査書類を提出しないとき又は入札参加資格要件審査のために白馬村長が行う指示に応じないときは、入札に参加できないものとする。

(入札・開札)

第7 入札は、工区ごとに行うものとする。

- 2 受託希望者が1者以内の工区については、見積による随意契約とする。
- 3 開札は、入札通知書に示す日時及び場所において入札終了後直ちに、入札参加者立ち会いにより行うものとする。
- 4 入札執行回数は2回までとし、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回を限度とする。また、競争入札に付さずに随意契約による場合の見積回数は4回を限度とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。